○金融庁告示第二十号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、令和八年三月二十六日から適用する。

令和八年五月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　令第十七条の三第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次に掲げる銀行持株会社に係る同条第一項各号に定める金融庁長官の権限とする。 ［略］ auフィナンシャルホールディングス株式会社	**第四条**　［同上］ ［同上］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 SBI地銀ホールディングス株式会社

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十五年１月１日から適用する。 ［略］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 ［略］	［同上］ ［同上］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 SBI地銀ホールディングス株式会社

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。 ［略］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 ［略］	［同上］ ［同上］ auフィナンシャルホールディングス株式会社 SBI地銀ホールディングス株式会社

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○財務省告示第百四十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年四月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年五月十四日

財務大臣　片山さつき

１　名称及び記号	国庫短期証券（第1372回）
２　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
３　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
４　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
５　募入決定の方法	(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 (2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。